



～大阪狭山市では、市内での創業を応援します～

大阪狭山市創業支援補助金

大阪狭山市では、地域産業の発展及び地域雇用の促進を図ることを目的に、市内での創業希望者が創業までに必要な「設備経費」「広告宣伝経費」に対し補助金を交付します。

【補助対象経費】

(1) **設備経費** 店舗又は事業所の開設に伴う工事費用

※住居兼店舗及び住居兼事務所については、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。
※工事費用は、店舗及び営業所面積が1,000㎡以下の場合に限る。

(2) **広告宣伝経費** ・販路開拓に係る広告宣伝に必要な経費



(チラシ・パンフレット印刷費等)

・ホームページ作成に係る経費

(維持管理費を除く。)

【補助金額】

補助対象経費の2分の1 以内

(1)、(2) の合計で

20万円を限度額とする。(但し、1事業者1回限り)

※ただし、設備経費及び広告宣伝経費を大阪狭山市に主たる事業所がある事業所に発注・支払いをした場合は30万円を限度とする。



【補助対象者】



下記①～⑪いずれにも該当する者。

- ① 本社機能を有する事業所等を本市内に設置する者。
- ② 申請時点において創業の日を迎えていない者。
- ③ 営利を目的とした事業を行う者。
- ④ 産業競争力強化法に基づき本市が策定した創業支援事業計画による支援を受けており、本市により特定創業支援の証明書の発行を受けている者。
- ⑤ 許認可等を必要とする業種にあつては、当該許認可等を受けている者。
- ⑥ 中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種を行う者。
- ⑦ 店舗、事業所等の開設に伴う工事を行う者は、建築基準法、消防法その他関係法令を遵守するものであること。
- ⑧ 週4日以上営業活動を行う者。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は特定遊興飲食店営業を行わない物。
- ⑩ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがない業種である者。
- ⑪ 犯罪等の違法な行為を手段としない者。

※上記いずれにも該当した場合であっても必ず補助金の対象になるとは限りません。

上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象となりません。

- ① 大阪狭山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- ② 許認可が必要な事業において、許認可を受けていない者

【申請書類】



- ① 大阪狭山市創業支援補助金交付申請書（様式1号）
- ② 補助対象経費の見積書
- ③ 事業の内容が分かる書類（事業計画書、仕様書等）
- ④ 特定創業支援の証明書
- ⑤ 住民票の写し（法人創業にあつては、代表権を有する者全員分）
- ⑥ 市税の滞納がないことの証明書
（法人創業の場合にあつては、代表権を有する者全員分 納税証明書等）
- ⑦ 店舗又は事業所が自己所有の場合にあつては、登記事項証明書の写し
- ⑧ 店舗又は事業所が賃貸の場合にあつては、賃貸借契約書の写し
- ⑨ 週4日以上営業を行う旨の宣誓書（様式2号）
- ⑩ 風俗営業等を行わない旨の宣誓書（様式3号）【飲食店のみ】

※上記以外にも別途書類を添付していただく場合があります。

なお、交付決定を受けた場合は、事業完了の日から起算して2箇月以内もしくは補助金の交付の決定に係る市の会計年度末のいずれか早い時期までに実績報告を提出する必要があります。 その他詳細は市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】

大阪狭山市 市民生活部

産業にぎわいづくりグループ

TEL 072-366-0011（代表）



ホームページには
こちらからアクセス！